



## 肝属合併協議会だより

第4号

2004

7月

# 島へのアリバナ橋

## 肝属合併協議会

〒893-1207 鹿児島県肝属郡高山町新富98番地  
TEL 0994-65-8810 FAX 0994-65-8820  
ホームページアドレス <http://www.kimotsuki-gappei.jp/>  
E-mail info@kimotsuki-gappei.jp

### 目次

2P … 第6回協議会  
6P … 第7回協議会

### おしらせ

第8回肝属合併協議会は  
8月3日(火)午後2時  
から開催予定です。

場所は内之浦町役場3階大会議室



写真は、左から 田中準一鹿屋総務事務所長、石倉勝美内之浦町議會議長、高橋鐵男内之浦町長(副会長)  
倉岡哲哉高山町長(会長)、下大園貞吉高山町議會議長

## 新しいまちの名称は「肝付町」に決定！

新しい名称について

5月中旬から6月15日  
までの約1ヶ月間、新  
まち名称を広く公募し  
た結果、214種類・合計  
632通の応募をいただき  
ました。応募いただいた  
皆さんありがとうございました。

応募があつた作品の中  
から、集計結果・名  
付けの理由等をもとに  
委員による事前投票を行  
い、第7回協議会で  
8点までに絞り込まれ  
ました。その8点の中  
から協議した結果、地  
理的ななじみが深く、  
表記しやすい「肝付町」  
に決定しました。なお、  
名付け親大賞等は次回  
(第8回)協議会で抽  
選により決定します。

## 第6回

### 合併協議会の協議結果

6月23日（水）第6回合併協議会が内之浦町役場で開催されました。

報告事項3件・協議事項4件・提案事項13件の説明及び協議が行われました。

#### 【報告事項】

【報告第12号】

#### 新しいまちづくり座談会の結果について

合併協議会の協議状況を説明するとともに、合併について住民の皆様の率直なご意見や疑問等を伺い、今後の事務事業の調整及び新しいまちづくり計画に反映していくための新しいまちづくり座談会を5月24日～6月4日までの10日間、両町の計18会場で開催しました。座談会には394名が参加され、活発な質疑が交わされました。

ここでは、座談会でのご意見等の一部を紹介します。なお、詳細につきましては、各町合併担当課又は肝属合併協議会のホームページページをご覧になれます。

《座談会の参加人数》

区分	会場	参加者数(人)
内之浦町	9会場	172
高山町	9会場	222
合計	18会場	394

Q：岸良支所については、合併後どうなるのか。

A：岸良支所については、出張所という形で存続させる方針で検討されることが多いっています。

Q：合併により地域格差がでてくることはないか。

A：合併して、「住民サービスが低下しない」ということを原則として進めているので、住民サービスは維持できるよう体制を整えていきたい。「周辺部が寂れるのではないか」という問題は、合併に関わらず、少子高齢化の影響も大きいので、それに対しても行政のみならず、住民間でも検討していく必要がある。

Q：合併特例債の使い道は考へていてのつか？合併しない場合は、特例債はもらえるえないのか？

A：特例債は限度額で56億円あり、充当率90%、後年度普通交付税でその元利償還金の7割はかえってくるといふもので、借りない手はないが、何でもできるというわけではなく、両町の均衡を図る事業について優先的に充当される。単独を選択した場合は、残念ながらもらえない。

#### 新しいまちを語る会の結果について

【報告第13号】

#### 新しいまちを語る会の結果について

新まちのマスタープランとしての役割を果たす新しいまちづくり計画に、幅広く住民の方々の意見を反映させるために、新しいまちを語る会の初会合が4月12日（月）に高山町役場で、第2回目が4月27日（火）に内之浦町役場で、第3回目が5月11日（火）高山やぶさめ館でそれぞれ開催されました。第1回会議では、各町から5人ずつ選出された委員の方々の自己紹介を行ったあと、座長に窪田巖さん（高山町）副座長に神田仁司さん（内之浦町）を選出し、まちづくりに対する課題及び構想、意見などについて議論を

いたい出来ないか。議員も財政面を考慮すべきではないか。

A：（資料を基に報酬額を説明）合併に伴い、その過程に詳しい議員も責任を持つべきという考え方もある。また、各地域の代表である議員が減少してはいけないという考え方もある。

Q：集落の振興会制度はどうなるのか？

A：基本的に現行のとおりである。合併後はますます地域での活動が重要なとなると思われるが、将来的に人口の減少等が進けば近隣の集落が話し合って一緒に活動することも必要となってくると思われる。

#### 1 産業の振興：地域資源の融合により、新たな活力を創造するまちづくり

○提言の趣旨

基幹産業である農林水産業における「安全・安心・高品質」を追求し、また、それを支えるための環境保全や堆肥づくりなどを推進する。

また、観光業や商工業を含めた産業間の連携を図り、「地産地消」や加工・販路拡大などにも力を入れ総合的な産業活性化や雇用確保のための対策を推進する。

住所	氏名	備考
高山町新富	窪田 巍	座長
高山町新富	河野 信行	
高山町後田	前村 光昭	
高山町前田	下茂京子	
高山町前田	横山辰哉	
内之浦町北方	吉重要輔	
内之浦町南方	丸山節子	
内之浦町南方	前原和幸	
内之浦町北方	佐野秀信	
内之浦町岸良	神田仁司	副座長

重ねました。第2・3会議の後、最終的に取りまとめられた提言書の概要をご報告致します。詳細につきましては、各町合併担当課又は肝属合併協議会のホームページでご覧になります。

## 2 社会基盤の整備・利便性が高く、機能的なまちづくり

### ○提言の趣旨

岸良高山線の整備促進など、両町の合併効果を發揮するための取組を推進するとともに、中心部だけでなく周辺部にも十分に配慮した取組も併せて推進する。また、公共事業の地元事業者への発注や公共施設の有効活用などについても十分留意する。

## 3 健康・福祉の充実・地域が一体となつて支え合う健やかで安心なまちづくり

### ○提言の趣旨

地域住民が健やかで安心して暮らすことができるよう、各種サービスの維持向上に努める。特に、内之浦町立病院の機能については、地域医療を支える中核的な拠点であることに十分に配慮する。また、子育て支援体制や各種相談体制の充実強化に努める。

## 4 生活環境の整備・自然が豊かで落ち着いて暮らせる、ゆとりあるまちづくり

### ○提言の趣旨

本地域の豊かで美しい自然を守りながら、快適に落ち着いて暮らせるように、公営住宅や排水施設などの整備、憩いの空間づくりなどを総合的に推進する。また、消防や防災など住民の暮らしを守る

取組も適切に推進する。

## 5 教育・文化の振興・生きがいと心豊かな人材、伝統と文化を育むまちづくり

### ○提言の趣旨

学校・地域・家庭のそれぞれでバランスのとれた教育が行われるように努め、地域の拠点的な高校である高山高校の存続活動などに地域全体で取り組む。文化の振興については、伝統芸能の保全継承などに努め、新たな取組も検討する。

## 6 住民参画・交流の推進・地域が核となり、協働型社会を実現するまちづくり

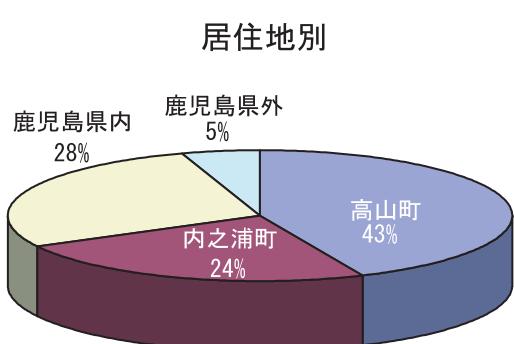
### ○提言の趣旨

イベントなどを通じた両町の地域間交流や世代間交流の促進に努めることも、地域社会の新たな協調体制づくりを支援する。

また、各地域の行事については、行事の性格や地域性などを考慮しながら、できるだけ継続できるように努める。

### 新まち名称募集の結果について

【報告第14号】



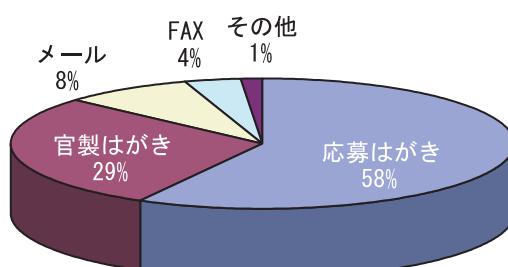
### 新まち名称上位10点

新まち名称	よみがな	件数
国見町	くにみちょう	145
高浦町	たかうらちょう	48
肝属町	きもつきちょう	26
きもつき町	きもつきちょう	23
くにみ町	くにみちょう	23
肝付町	きもつきちょう	21
甫与志町	ほよしちょう	11
高内町	こうないちょう	10
三岳町	みたけちょう	10
大隅国見町	おおすみくにみちょう	9

### 応募者の年齢による区分

区分	応募者数(のべ)	構成比(%)
小学生以下	32	5.1%
中学生	14	2.2%
高校生	4	0.6%
20歳未満	1	0.2%
20歳代	17	2.7%
30歳代	47	7.4%
40歳代	73	11.6%
50歳代	105	16.6%
60歳代	180	28.5%
70歳以上	142	22.5%
不明	17	2.7%
計	632	100.0%

### 応募方法別



## 【協議事項】

4つの協議事項について、結果は次のとおりです。

協議第24号【協定項目⑥】

### 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

前々回、両町の議員から、まちづくり座談会での意見などいろいろな方面から町民の意見を聞いて、議会としての意向を決めたいとの申し出があり、継続協議となっていました。

今回、その座談会等を受けて、両町の議会でそれぞれ話し合われ、両町ともに、「合併後在任特例を適用し、引き続き2年間議会の議員として在任し、新町の将来に責任を持つてあたりたい。また、新町の議員の定数は22人とする。」旨が報告されました。

それに対し、委員から「2年は長すぎるので・・・1年ぐらいで引き継ぎ等ができるのではないか。」「2年間在任していただき、新しい町づくりの基礎となつてほしい」との意見などあり結論に至らず、再度両町の議会合同で話し合うこととなりました。

協議第25号【協定項目⑦】

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

6月末に開催される両町それぞれの農業委員会での話し合いの結果を受けて、次回以降協議したい旨の報告が事務局から提案され、今回は協議されませんでした。

協議会第36号【協定項目32】

### 国民健康保険事業について

1 国民健康保険税については、次のとおりとする。  
(1) 賦課方式については、現行のとおり4方式とする。  
(2) 税率については、合併時に調整する。ただし、平成16年度については旧町の税率による。

(3) 納期については、7月から翌1月までの7期とする。

2 国保運営協議会については、合併後新たに設置する。

3 保健事業については、合併までに調整する。  
4 国民健康保険基金については、保有額を新町に持ち寄るものとする。

原案どおり承認されました。

協議会第37号【協定項目33】

### 保健衛生事業について

保健衛生事業については、地域一体となつて支え合つ健やかで安心なまちづくりを目指し、関係機関との連携を図り、

2町これまでの取り組みを踏まえ、新町に引き継ぐことを原則とする。

提案第19号【協定項目31】  
**窓口業務について**

窓口業務については、支所及び出張所を含め、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。

提案第20号【協定項目35】  
**社会福祉協議会・病院及び老人ホームの取扱いについて**

1 社会福祉協議会については、肝属東部社会福祉協議会合併協議会と協議し、合併時に統合できるよう調整に努める。また、新町は社会福祉協議会と連携し、住民が安心して生活できるよう、地域福祉の充実に努める。

2 内之浦町立病院については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3 養護老人ホーム国見園については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

13の協定項目について、次のとおり提案されました。

提案第18号【協定項目30】

### 交通関係事業について

内之浦ふれあいバス、墓参バス及び高山温泉ドーム送迎バスの取扱いについては、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、合併後新町において新町の全域に配慮した新たな交通体系を検討するものとする。

提案第21号【協定項目36】  
**ごみ収集運搬業務について**

ごみ収集関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、「ごみ減量化に対する意識の低下にならないよう、次とのとおり調整する。  
1 「ごみ資源化、家庭」みの収集全般については、当分の間、現行のとおりとし、新町に移行後3年以内を目処に統一する。

2 一般廃棄物最終処分場管理について  
は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3 廃棄物処理計画については、新町において新たに策定する。

提案第22号【協定項目37】

### 環境対策事業について

環境対策事業の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、新町において事業の充実を図り、次とのとおり調整する。

1 環境美化事業(クリーン作戦)については引き継ぎ実施する。

2 環境に関する苦情処理、その他諸制度は新町に引き継ぐ。

3 合併処理浄化槽設置整備補助事業は高山町の例により統一する。

4 公営墓地については現行どおりとし、新町に引き継ぐ。

提案第23号【協定項目39】

### 消防団の取扱いについて

1 消防団は、合併までに統合し、消防団の組織、活動範囲等運用については、合併までに調整する。

2 消防団員の報酬、費用弁償、各種手当等については、合併までに統一する。

3 消防施設及び資機材については、新町に引き継ぐ。

提案第24号【協定項目40】

### 商工・観光事業関係について

1 観光イベント等については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、経済波及効果及び地域住民の参画状況を勘案して調整する。

2 商工会、商工団体及び関係団体等については、合併後、各団体の協力と理解を得て、統合に向けた調整に努める。

3 観光協会については、合併後、新町の全域を包括した団体とすべく育成に努める。

4 誘致企業等に対する減免・奨励金等の優遇措置については、合併までに高山町の例により調整する。

5 宿泊施設及び各種観光施設等の取り扱いについては、運営方法および維持管理等の取扱いに相違があるが、地域に定着していることから、当分の間、現行のとおりとし、合併後、類似施設間で連携し、調整に努める。

6 重度心身障害者医療費助成事業については、事業内容は同一であるが支払い方法が違うため高山町の例により合併時に統合する。

7 勤労者・消費者関連事業については、消費者行政、雇用促進対策及び労働関係機関との連絡協調について、現行のまま新町に引継ぐものとし、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努める。

8 公園等に関する事務事業については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、効率的な運営及び維持管理体制の確立のため調整に努める。

9 公営駐車場管理については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。

10 道路・河川台帳、水防施設等及び

事業については、2町同一のため現行どおりとする。

11 障害者計画については、合併後新町において策定する。

12 精神障害者地域生活援助事業、精神障害者居宅介護等事業については、内之浦町の例により合併時に統合する。

13 道路及び橋梁維持管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、道路維持補修班(草刈・舗装補修等)については、合併後当分の間、現体制を維持し、新町において、新たな維持管理体制を整備する。

14 市政課の取扱いについては、合併時に新町に統合する。

15 入札制度、指名委員会については、合併までに統一する。

16 都市計画の取扱いについては、合併までに統一する。

17 都市計画区域等については、現行にて見直しを行う。

18 都市計画審議会は、新町において新たに設置する。

19 都市計画マスターープラン、緑のマスターープランについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において見直しを行う。

20 都市計画道路事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において新たに策定する。

法定外公共物管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、町道の路線認定基準については新町において調整するものとする。

21 町道・橋梁・港湾工事(負担金)に係る費用については、新町に引き継ぐ。

22 建設関係事業については、新町に引き継ぐものとする。

23 道路・河川台帳、水防施設等及び

1 国等の制度に基づいて実施している

(1) 建設関係事業の取扱い

障害者福祉事業について



## 保育事業について

- 1 内之浦町立北方保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 子育て支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3 放課後児童クラブについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4 一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 5 延長保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 6 保育料については、高山町の例による。
- 7 保育所地域活動については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

## 農林水産業関係事業について

- 提案第32号【協定項目38】
- (1) 農業・農政関係
    - (1) 農業振興協議会については合併までに再編する。
    - (2) 農業制度資金利子補給については現行のとおり新町に引き継ぐ。
    - (3) 農業制度資金利子補給については現行のとおり新町に引き継ぐ。
    - (4) 認定農業者の組織統合については合併後に調整する。
    - (5) 農業制度資金利子補給については現行のとおり新町に引き継ぐ。
    - (6) 担い手育成事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。
    - (7) 奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。
  - (2) 農業・林務関係
    - (1) 家畜防疫対策については、高山町の例により、統一する。
    - (2) 各種補助金・利子補給・奨励金・報奨金については、下記のとおりとする。
      - ① 畜産農家環境対策(畜舎消臭対策)
      - 事業については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。
      - ② 和牛妊娠鑑定補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。
    - (3) 治山関係については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。
    - (4) 鳥獣関係については、合併までに元化(再編)する。
    - (5) 町有林の岩石売り払いについては、高山町の例により、新町に引き継ぐ。
  - (3) 農業土木関係
    - (1) 国・県補助事業については現行のとおり新町に引き継ぐ。
    - (2) 県営・団体営事業の区画整理事業、国庫農地災害及びその他農地災害に伴う受益者負担については、新町にて決定する。ただし、すでに着手又は認可・申請中の事業については、現行のとおりとする。
    - (3) 農道・集落道等の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。
    - (4) 土地改良区については、新町において合併を推進する。運営上の補助は将来廃止の方向で検討する。
  - (4) 農業委員会関係
    - (1) 農地の取得下限面積については現行のとおりとする。
    - (2) 農作業標準小作料及び農作業標準賃金については、合併後、一元化する。
    - (3) 農業後継者育成対策事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。

奨励金交付額については、新町の財

相当の期間を要すことから合併後に調整を行う。

(3) 農業共進会については、合併後に再編する。

(4) 基金の取扱いについては、下記のとおりとする。

① 肉用繁殖牛特別導入事業基金については、合併までに、一元化(再編)する。

② 自家保留牛促進対策事業については、合併までに、一元化(再編)する。

③ 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

④ ウミガメ保護については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤ 漁業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

⑥ 政等考慮し合併後調整する。

⑦ 合併までに、一元化(再編)する。

⑧ 農業土木関係

(1) 国・県補助事業については現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 県営・団体営事業の区画整理事業、国庫農地災害及びその他農地災害に伴う受益者負担については、新町にて決定する。ただし、すでに着手又は認可・申請中の事業については、現行のとおりとする。

(3) 農道・集落道等の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(4) 土地改良区については、新町において合併を推進する。運営上の補助は将来廃止の方向で検討する。

(5) 農業委員会関係

(1) 農地の取得下限面積については現行のとおりとする。

(2) 農作業標準小作料及び農作業標準賃金については、合併後、一元化する。

(3) 農業後継者育成対策事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。

(4) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(5) ウミガメ保護については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(6) 漁業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(7) 政等考慮し合併後調整する。

(8) 奨励金交付額については、新町の財

政等考慮し合併後調整する。

(4) 損失保証契約については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(5) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(6) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(7) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(8) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(9) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(10) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(11) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(12) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(13) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(14) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(15) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(16) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(17) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(18) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(19) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(20) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(21) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(22) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(23) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(24) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(25) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

(26) 農業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。

**高齢者福祉事業について****文化振興事業について**

提案第33号【協定項目42】  
高齢者福祉事業について  
提案第35号【協定項目47】  
文化振興事業について

指定金融機関等は、合併時までに調整し、合併の日に指定する。

- 1 老人保健福祉計画は、合併後平成17年度中に新町において策定する。
- 2 老人福祉関連施設運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3 高山町の福祉バス及び内之浦町の僻地患者輸送バスについては、現行のとおりとする。
- 4 敬老年金は、9月1日現在で引き続き一年以上の居住者の75歳以上を対象者とする。敬老祝い金は、内之浦町の例による。
- 5 高齢者の生きがいと健康づくり事業は、内之浦町の例により実施する。
- 6 老人保護措置事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 7 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 8 福祉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、支給要件等については、合併までに調整する。
- 9 日常生活用具給付等事業
- 10 地域ケア推進事業
- 11 家庭介護用品の支給

12 生活指導型ショートステイ  
13 配食サービス事業

1 文化祭は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。

2 文化財保護審議会は、合併時に再編する。

3 町指定文化財は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

4 歴史民俗資料館は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

提案第38号【協定項目50】  
**その他事業について**  
(その③・総合計画)

1 文化祭は、新町において統一して開り合併までに統合する。

14 家族介護者ヘルパー受講支援事業

15 成年後見制度利用支援事業

16 住宅改修支援事業(理由書作成分)

17 生きがい対応型デイサービス事業

18 緊急通報体制整備事業

19 寝具乾燥消毒サービス事業

20 はり・きゅう利用扶助

21 軽度生活援助事業

22 外出支援サービス事業

23 家族介護教室

24 介護予防事業

25 高齢者地域支援体制整備評価事業

26 社会福祉大会

- 1 敬老祝事業は、社会福祉大会に一本化する。
- 2 敬老バス乗車運賃助成金交付事業は、高山町の例による。
- 3 長寿祝事業は、内之浦町の例による。
- 4 敬老祝い金は、内之浦町の例による。

5 高齢者の生きがいと健康づくり事業は、内之浦町の例により実施する。

6 老人保護措置事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

7 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。

8 福祉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、支給要件等については、合併までに調整する。

提案第36号【協定項目48】  
**社会教育事業について**

1 活動成果の発表会等は、新町において調整する。

2 成人式は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。

3 体育協会は、合併時に統合する。

4 各種スポーツ大会は、合併後に統合する。

5 勤労青少年ホームは、現行のとおり新町に引き継ぐ。

6 社会教育事業については、合併までに再編する。

7 軽度生活援助事業

8 外出支援サービス事業

9 家族介護教室

10 介護予防事業

11 高齢者地域支援体制整備評価事業

12 社会福祉大会

13 在宅介護支援センター

14 高齢者地域支援体制整備評価事業

15 軽度生活援助事業

16 外出支援サービス事業

17 家族介護教室

18 介護予防事業

19 高齢者地域支援体制整備評価事業

20 在宅介護支援センター

21 軽度生活援助事業

22 外出支援サービス事業

23 家族介護教室

24 介護予防事業

25 高齢者地域支援体制整備評価事業

26 社会福祉大会

27 在宅介護支援センター

28 軽度生活援助事業

29 外出支援サービス事業

30 家族介護教室

31 介護予防事業

32 高齢者地域支援体制整備評価事業

33 在宅介護支援センター

34 軽度生活援助事業

35 外出支援サービス事業

36 家族介護教室

37 介護予防事業

38 高齢者地域支援体制整備評価事業

39 在宅介護支援センター

40 軽度生活援助事業

41 外出支援サービス事業

42 家族介護教室

43 介護予防事業

44 高齢者地域支援体制整備評価事業

45 在宅介護支援センター

46 軽度生活援助事業

47 外出支援サービス事業

48 家族介護教室

49 介護予防事業

50 高齢者地域支援体制整備評価事業

51 在宅介護支援センター

52 軽度生活援助事業

53 外出支援サービス事業

54 家族介護教室

55 介護予防事業

56 高齢者地域支援体制整備評価事業

57 在宅介護支援センター

58 軽度生活援助事業

59 外出支援サービス事業

60 家族介護教室

61 介護予防事業

62 高齢者地域支援体制整備評価事業

63 在宅介護支援センター

64 軽度生活援助事業

65 外出支援サービス事業

66 家族介護教室

67 介護予防事業

68 高齢者地域支援体制整備評価事業

69 在宅介護支援センター

70 軽度生活援助事業

71 外出支援サービス事業

72 家族介護教室

73 介護予防事業

74 高齢者地域支援体制整備評価事業

75 在宅介護支援センター

76 軽度生活援助事業

77 外出支援サービス事業

78 家族介護教室

79 介護予防事業

80 高齢者地域支援体制整備評価事業

81 在宅介護支援センター

82 軽度生活援助事業

83 外出支援サービス事業

84 家族介護教室

85 介護予防事業

86 高齢者地域支援体制整備評価事業

87 在宅介護支援センター

88 軽度生活援助事業

89 外出支援サービス事業

90 家族介護教室

91 介護予防事業

92 高齢者地域支援体制整備評価事業

93 在宅介護支援センター

94 軽度生活援助事業

95 外出支援サービス事業

96 家族介護教室

97 介護予防事業

98 高齢者地域支援体制整備評価事業

99 在宅介護支援センター

100 軽度生活援助事業

101 外出支援サービス事業

102 家族介護教室

103 介護予防事業

104 高齢者地域支援体制整備評価事業

105 在宅介護支援センター

106 軽度生活援助事業

107 外出支援サービス事業

108 家族介護教室

109 介護予防事業

110 高齢者地域支援体制整備評価事業

111 在宅介護支援センター

112 軽度生活援助事業

113 外出支援サービス事業

114 家族介護教室

115 介護予防事業

116 高齢者地域支援体制整備評価事業

117 在宅介護支援センター

118 軽度生活援助事業

119 外出支援サービス事業

120 家族介護教室

121 介護予防事業

122 高齢者地域支援体制整備評価事業

123 在宅介護支援センター

124 軽度生活援助事業

125 外出支援サービス事業

126 家族介護教室

127 介護予防事業

128 高齢者地域支援体制整備評価事業

129 在宅介護支援センター

130 軽度生活援助事業

131 外出支援サービス事業

132 家族介護教室

133 介護予防事業

134 高齢者地域支援体制整備評価事業

135 在宅介護支援センター

136 軽度生活援助事業

137 外出支援サービス事業

138 家族介護教室

139 介護予防事業

140 高齢者地域支援体制整備評価事業

141 在宅介護支援センター

142 軽度生活援助事業

143 外出支援サービス事業

144 家族介護教室

145 介護予防事業

146 高齢者地域支援体制整備評価事業

147 在宅介護支援センター

148 軽度生活援助事業

149 外出支援サービス事業

150 家族介護教室

151 介護予防事業

152 高齢者地域支援体制整備評価事業

153 在宅介護支援センター

154 軽度生活援助事業

155 外出支援サービス事業

156 家族介護教室

157 介護予防事業

158 高齢者地域支援体制整備評価事業

159 在宅介護支援センター

160 軽度生活援助事業

161 外出支援サービス事業

162 家族介護教室

163 介護予防事業

164 高齢者地域支援体制整備評価事業

165 在宅介護支援センター

166 軽度生活援助事業

167 外出支援サービス事業

168 家族介護教室

169 介護予防事業

170 高齢者地域支援体制整備評価事業

171 在宅介護支援センター

172 軽度生活援助事業

173 外出支援サービス事業

174 家族介護教室

175 介護予防事業

176 高齢者地域支援体制整備評価事業

177 在宅介護支援センター

178 軽度生活援助事業

179 外出支援サービス事業

180 家族介護教室

181 介護予防事業

182 高齢者地域支援体制整備評価事業

183 在宅介護支援センター

184 軽度生活援助事業

185 外出支援サービス事業

186 家族介護教室

187 介護予防事業

188 高齢者地域支援体制整備評価事業

189 在宅介護支援センター

190 軽度生活援助事業

191 外出支援サービス事業

192 家族介護教室

193 介護予防事業

194 高齢者地域支援体制整備評価事業

195 在宅介護支援センター

196 軽度生活援助事業

197 外出支援サービス事業

198 家族介護教室

199 介護予防事業

200 高齢者地域支援体制整備評価事業

201 在宅介護支援センター

202 軽度生活援助事業

203 外出支援サービス事業

204 家族介護教室

205 介護予防事業

206 高齢者地域支援体制整備評価事業

207 在宅介護支援センター

208 軽度生活援助事業

209 外出支援サービス事業

210 家族介護教室

211 介護予防事業

212 高齢者地域支援体制整備評価事業